

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書

通算法人の控除限度額の計算等に関する明細書				事業 年度等	： ：		法人名		
Ⅰ 通 算 法 人 の 法 人 税 の 控 除 限 度 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書									
当期 の法人 税の 調整 前 控 除 限 度 額 の 計 算	当期の法人税額 (別表一「2」－「3」)－(別表六(五の二)「5の③」)－ (別表十七(三の六)「1」) (マイナスの場合は0)	1	円	当期 の法人 税の 調整 前 控 除 限 度 額 の 計 算	当期 の金額 が0 を 超 え る 場 合	(19)の金額が0を下回る場合 のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「14の計」)	20	円	
	法人税額の合計額 (別表十八(一)「9の計」)	2				非課税国外所得金額のうち0を超える ものの合計額 (別表十八(一)「15の計」)	21		
	所得金額又は欠損金額 (別表四「52の①」)	3				(20)のうち(21)に達するまでの金額	22		
	繰越欠損金の当期控除額 (別表七(一)「4の計」)	4				加算前国外所得金額のうち0を超える ものの合計額 (別表十八(一)「16の計」)	23		
	通算対象欠損金額の損金算入額 (別表七の二「5」)	5				加 算 調 整 額 $(22) \times \frac{(19)}{(23)}$	24		
	通算対象所得金額の益金算入額 (別表七の二「11」)	6				調 整 前 国 外 所 得 金 額 (19) + (24)	25		
	当初配賦欠損金控除額の益金算入額 (別表七(二)付表一「23の計」)	7				(19)の金額が0を超える場合 調整前国外所得金額の合計額 (別表十八(一)「17の計」)	26		
	通算法人の合併等があった場合の欠損金の 損金算入額 (別表四付表「9の①」)	8				(14) × 90%	27		
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の損金算入額 (別表十(四)「20」)	9				$(26) - (27)$ (マイナスの場合は0)	28		
	対外船舶運航事業者の日本船舶による収入 金額に係る所得の金額の益金算入額 (別表十(四)「21」又は「23」)	10				調 整 金 額 $(28) \times \frac{(19)}{(23)}$	29		
	組合等損失額の損金不算入額 (別表九(二)「6」)	11				調 整 国 外 所 得 金 額 (25) - (29)	30		
	組合等損失超過合計額の損金算入額 (別表九(二)「9」)	12				調 整 前 控 除 限 度 額 $(2) \times \frac{(30)}{(14)}$	31		
	計 (3) + (4) + (5) - (6) - (7) + (8) + (9) - (10) - (11) + (12)	13				(31)の金額が0を下回る場合 のその下回る額の合計額 (別表十八(一)「19の計」)	32		
	所得金額の合計額から欠損金額の合計額を控除 した金額 (別表十八(一)「11の計」－「12の計」) (マイナスの場合は0)	14				調整前控除限度額のうち0を超えるも のの合計額 (別表十八(一)「20の計」)	33		
	当期の調整 国外所得金額	15				控 除 限 度 調 整 額 $(32) \times \frac{(31)}{(33)}$	34		
	その他の国外源泉所得に係る所得の金額 (別表六(二)「46の①」)	16				法人税の控除限度額 (31) - (34) (マイナスの場合は0)	35		
	非課税国外所得金額 (別表六(二)「46の②」) + (別表六(二)付表一 「26」)	17							
	(17)のうち0を超える金額	18							
	加算前国外所得金額 (15) + (16) - (18)	19							

別表六(二)付表五 令八・四・一以後終了事業年度等分

Ⅱ 通 算 法 人 の 地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書								
地方法 人税額 の計算	課税標準法人税額 (別表一「2」－「3」) + (別表六(六)「9の②」 + 「9の③」)	36	円 000	(39) の 金 額 が 0 を 超 え る 場 合	(31) の 金 額 が 0 を 超 え る 場 合	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回 る額の合計額 (別表十八(一)「33の計」)	40	円
	地方法人税額 (36) × 10.3%－((別表六(五の二)「5の③」) + (別表十七(三の六)「1」)－(別表一「2」－「3」))と 0のうち多い金額) (マイナスの場合は0)	37		の 金 額 が 0 を 超 え る 場 合	の 金 額 が 0 を 超 え る 場 合	調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「34の計」)	41	
	地方法人税額の合計額 (別表十八(一)「31の計」)	38				控 除 限 度 調 整 額 $(40) \times \frac{(39)}{(41)}$	42	
	調整前控除限度額 $(38) \times \frac{(30)}{(14)}$	39				地 方 法 人 税 控 除 限 度 額 (39)－(42) (マイナスの場合は0)	43	

Ⅲ 通 算 法 人 の 防 衛 特 別 法 人 税 控 除 限 度 額 の 計 算 に 関 す る 明 細 書								
防衛特 別法人 税額の 計算	課税標準法人税額 ((別表一「2」－「3」) + (別表六(六)「9の②」 + 「9の③」))－ (別表一付表「9」)又は((別表一「2」－「3」) + (別表六 (六)「9の②」 + 「9の③」)) × $\frac{\text{別表一「67」}}{\text{別表一「45」}}$)	44	円 000	(47) の 金 額 が 0 を 超 え る 場 合	(47) の 金 額 が 0 を 超 え る 場 合	調整前控除限度額が0を下回る場合のその下回 る額の合計額 (別表十八(一)「39の計」)	48	円
	防衛特別法人税額 (44) × 4%－((別表六(五の二)「5の③」) + (別表十七(三 の六)「1」)－(別表一「2」－「3」)－(36) × 10.3%)と0のう ち多い金額) (マイナスの場合は0)	45		の 金 額 が 0 を 超 え る 場 合	の 金 額 が 0 を 超 え る 場 合	調整前控除限度額のうち0を超えるものの合計額 (別表十八(一)「40の計」)	49	
	防衛特別法人税額の合計額 (別表十八(一)「37の計」)	46				控 除 限 度 調 整 額 $(48) \times \frac{(47)}{(49)}$	50	
	調整前控除限度額 $(46) \times \frac{(30)}{(14)}$	47				防 衛 特 別 法 人 税 控 除 限 度 額 (47)－(50) (マイナスの場合は0)	51	